

○桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金交付要綱

令和5年8月31日告示第251号

桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、持続可能な地域経済の活性化を目指し、市内への誘客を図るとともに市内の周遊滞在化を促すため、新しい観光ニーズに対応した魅力ある観光コンテンツの造成を行う事業者（以下「事業者」という。）に対して、観光コンテンツの開発又は磨き上げに必要な経費の一部について、予算の範囲内において桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光コンテンツ 本市の魅力ある地域資源を活用した、県内外から市内への観光客の集客が見込まれる観光誘致イベント、ツアー、体験プログラム、飲食メニュー等をいう。
- (2) 造成 前号に規定する観光コンテンツを企画し、実施することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 法人（役員を含む。）
- (2) 個人事業者
- (3) 次に掲げる要件をすべて満たす団体
 - ア 市内に事務所の所在地又は活動の拠点を有すること。
 - イ 一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込みがあること。
 - ウ 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
 - エ 会計経理が明確であること。
 - オ 宗教活動を目的としないこと。
 - カ 政治活動を目的としないこと。
 - キ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としないこと。
 - ク 破産者で復権を得ない者に該当しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 市税等を滞納している者
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定に該当する営業を行う者
 - (3) 桜井市補助金交付規則（昭和46年8月桜井市規則第24号。）第5条第2項各号のいずれかに該当する者
 - (4) その他補助金の交付を受けることが適当でないと市長が認める者
- (補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) コロナ禍を経て変化した最新の旅行形態、観光ニーズ等に対応した魅力ある観光コンテンツを新規開発する事業
- (2) 既存の観光コンテンツについて、変化する旅行形態、観光ニーズ等に対応することに

より、観光客の集客力が高まるよう磨き上げる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 物品の購入を主たる目的とする事業
- (2) 従前からある観光コンテンツの細部の変更等、新規性に乏しい事業
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められる事業
- (4) 公序良俗に反する事業
- (5) 国、他の地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体の補助金等又は本市の他の補助金等の交付を受けている若しくは受ける予定がある事業
- (6) その他、補助金の交付が適当でないと市長が認める事業
(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）等については、別表のとおりとする。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象経費としない。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 食糧費（会議等での弁当や茶菓・飲み物代、出演者等への賄い等）
- (3) 実施主体における経常的な経費（事務所経費、職員の給与・旅費、保証金、敷金等）
- (4) 補助金の交付申請書及び完了報告書の作成、送付等に係る経費
- (5) 補助対象経費の申請・請求に係る証拠書類に不備がある経費
- (6) 用途の特定が困難な経費（光熱水費等）
- (7) 補助対象事業における資金調達に必要なとなった利子等
- (8) その他補助対象事業に直接必要となった経費として適当でないと市長が認める経費
(補助金の額)

第6条 補助金の上限額は、1事業につき400,000円とする。

2 補助対象事業において、自己資金及び本補助金以外に当該補助対象事業で得た収入（以下「事業収入」という。）が発生する場合は、補助対象経費から事業収入額を控除した額と補助対象経費の総額に3分の2を乗じて得た額とを比較し、少ない額を補助金の額とする。

3 算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 補助金の交付は、同一年度において、1補助対象事業につき1回とする。

(補助対象事業の実施期間)

第7条 補助対象事業の実施期間は、この要綱により補助金の交付決定を受けた日の属する年度とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（第2号様式）
- (2) 収支（予算・変更予算・決算）書（第3号様式）
- (3) 誓約書兼同意書（第4号様式）
- (4) 事業に係る経費に関する金額の妥当性を確認できる書類（見積書の写し等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定により提出があった事業について審査するものとする。

2 補助事業の選考及び補助金の交付額の査定は、桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金事業選定委員会が行い、市長は桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金事業選定委員会の審査結果を尊重し、補助事業を採択し、補助金の交付決定をし、桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金交付決定通知書（第5号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、補助金の不交付を決定したときは、桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金不交付決定通知書（第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により交付決定を行う場合において、市長は、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件（当該補助対象事業の完了後においても従うべき事項を含む。）を付することができる。

4 市長は、申請書の審査において疑義が生じたときは、関係機関に問い合わせることができるものとし、指摘事項があるときは、申請者に対し、補正を求めることができる。（事業の着手等）

第10条 補助対象事業は、前条の規定による交付決定が行われるまで着手してはならない。ただし、補助対象事業の円滑な実施を図るため補助金の交付決定前に着手する必要があると認められる場合は、この限りでない。

2 申請者は、前項ただし書の場合においては、桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業事前着手届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。（申請の取下げ）

第11条 第9条第2項の規定による交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請の取下げようとするときは、同項の規定による交付の決定を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。（事業内容の変更）

第12条 補助事業者は、補助対象事業を変更（次項に定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金変更申請書（第8号様式。以下「変更申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支（予算・変更予算・決算）書（第3号様式）
- (3) 変更の内容を確認することのできる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の軽微な変更とは、補助金の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさないものとし、かつ、補助対象経費の合計額の20%以内の増減とする。（変更の決定）

第13条 市長は、前条の規定による変更申請書を受理したときは、当該書類の審査、現地調査等により補助対象事業の趣旨及び内容の適正性を調査し、変更内容を承認した場合において、補助金の額を変更する必要があるときは、補助金交付決定の変更を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金交付決定の変更をしたときは、交付決定通知書により、補助対象者に通知するものとする。（事業の中止又は廃止）

第14条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、桜井市「癒や

す観光」コンテンツ開発支援事業中止（廃止）承認申請書（第9号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に対し当該申請を承認すべきものと認めたときは、桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業中止（廃止）承認通知書（第10号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（指示及び検査等）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、必要な指示をし、書類等の検査をし、又は補助対象事業等の執行状況について実地検査をすることができる。

（遅延等の報告）

第16条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みがないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業遅延等報告書（第11号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（完了報告）

第17条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、市長が指定する日までに、桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業完了報告書（第12号様式。以下「完了報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）収支（予算・変更予算・決算）書（第3号様式）
- （2）事業実績書（第13号様式）
- （3）補助金精算調書（第14号様式）
- （4）補助対象経費一覧表
- （5）補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類（領収書の写し、銀行への振込明細書の写し等）
- （6）その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第18条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、提出された書類の審査、実地調査等により、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するか否かを確認し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金確定通知書（第15号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第19条 市長は、前条の規定による提出書類の審査、実地調査等の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

- 2 前条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助対象事業について準用する。

（補助金の請求及び交付）

第20条 第18条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金請求書（第16号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により請求を受けたとき、補助事業者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払等）

第21条 市長は、第9条第2項により交付決定をした場合において、特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

- 2 前項の規定により、補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、請求書を、市長に提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、補助金の概算払を受けたときは、第17条に規定する完了報告書の提出後、速やかに精算しなければならない。

(交付決定等の取消し)

第22条 市長は、補助事業者からの補助対象事業の中止若しくは廃止の申請を承認したとき又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定若しくは確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) この要綱の規定に違反したとき。
 - (4) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
 - (5) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
 - (6) 補助事業者の責めに帰すべき事業により、補助対象事業を期間内に完了できなかったとき。
 - (7) 補助金の交付決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。
- 2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても、同様とする。
- 3 市長は、第2項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金取消通知書（第17号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第23条 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、前条の規定により、交付決定若しくは確定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が補助事業者に対し交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前2項に規定する返還の命令は、桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金返還命令書（第18号様式）により行うものとする。

(書類等の整備)

第24条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業が完了した日（補助対象事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）から起算して5年を経過した日の属する本市の会計年度の末日まで保存しておかなければならない。

(財産の管理)

第25条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を補助対象事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第26条 補助事業者は、取得財産等用の増加した財産で市長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて定めるものを、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の別表第1及び第2に定める年数を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 (第5条関係)

対象経費 (補助対象事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるものに限る。)	区分	内容
(1)観光コンテンツの造成に係る経費 (2)観光コンテンツの造成に必要な備品及び設備の導入等に係る経費 (3)プロモーションに係る経費	謝金	専門家・アドバイザー、出演者等(補助事業者及びその構成員に対する謝金は除く。)への謝礼
	旅費	専門家・アドバイザー、出演者等(補助事業者及びその構成員を除く。)の移動に要する運賃(公共交通機関によらないタクシー代、レンタカー代、高速道路料金、駐車場料金、ガソリン代等は除く。)及び宿泊費
	消耗品費及び原材料費	単価20,000円未満の事務用品、イベント時に使用する消耗品等の購入に係る経費、材料費、料理等体験教室の食材等
	通信運搬費	郵送・運搬に係る経費
	広告宣伝費	各種広報媒体(インターネット、雑誌、パンフレット、メディア、SNS等)への掲載に係る経費、ホームページ運営及び改修等に係る経費、ポスター・チラシ等の印刷製本に係る経費
	保険料	参加者等の傷害・賠償保険等に係る経費
	委託料	補助対象者が直接実施できないもの(特殊な技術又は設備若しくは専門的知識を必要とするもの)について、他の事業者に委託するために必要な経費
	使用料及び賃借料	会場、機材等の使用及び賃借に係る経費
	備品購入費	単価20,000円以上100,000円未満の備品(消耗品を除く。)の購入に要する経費

		※使用耐用年数がおおむね 1 年以上のものとし、パソコン、プリンター等汎用性があるものを除く
	その他経費	上記以外で、補助対象事業の実施に密接に関連し、直接的かつ必要不可欠と市長が認めるもの市長が必要と認める経費

第1号様式（第8条関係）
第1号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

署名又は記名押印 ※法人の場合は、記名押印してください。

桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金交付申請書

桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

（注）2及び4について漏れなくご記入ください

記

1. 補助対象事業の目的及び内容

事業実施計画書のとおり

2. 補助対象事業の開始日及び完了予定日

年 月 日 ～ 年 月 日

3. 補助対象経費

収支予算書のとおり

4. 補助金交付申請額

金 _____ 円

5. 添付書類

①事業実施計画書（第2号様式）

②収支（予算・変更予算・決算）書（第3号様式）

③誓約書兼同意書（第4号様式）

④事業に係る経費に関する金額の妥当性を確認できる書類（見積書の写し等）

⑤その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第8条・第12条関係）
第2号様式（第8条・第12条関係）

事業実施計画書

<事業者の概要>

(フリガナ) 名称(商号又は屋号)			
所在地		(〒 -)	
自社ホームページのURL (ホームページが無い場合は 「なし」と記載)			
連絡 担 当 者	(フリガナ) 氏名		役職
	住所	(〒 -)	
	電話番号		携帯電話番号
	FAX 番号		E-mail アドレス

(桜井市からの書類の送付や必要書類の提出依頼等の電話・メール連絡は、全て「連絡担当者」宛てに行います。申請書類や提出書類の内容について、責任をもって説明できる方を記載してください。電話番号又は携帯電話番号は必ず記入をお願いします。FAX 番号・E-mail アドレスも極力記入してください。)

<事業実施計画>

(☐ 新規造成事業 ☐ ブラッシュアップ事業)

観光コンテンツ名	
事業名	
事業テーマ	(※該当するものに☑を入れてください。) ☐ 歴史、伝統工芸 ☐ 食 ☐ 自然 ☐ 芸術・文化 ☐ スポーツ・アクティビティ ☐ その他 ()

事業の概要 (200 字程度) ※目標と達成に向けた取組	(※本事業における取組内容について、簡潔に記載してください。)
観光コンテンツの特徴 ①活用する観光資源等 ②「癒やし」のポイント	(※①②を含めて、独自性、新規性、地域性、ストーリー性等のアピールポイントについて記載してください。)
具体的な取組内容 ※造成する観光コンテンツ ①実施日時・期間等 ②実施場所・地域等 ③実施内容 ④想定ターゲット及び 設定理由	(※スケジュールに沿い、①～④について記載してください。また、観光コンテンツの内容が分かるイメージ図または写真やパンフレット等がある場合は添付してください。)
事業実施により 期待される効果	(※事業効果、相乗効果、経済波及効果等について、ホームページのアクセス目標件数などの出来るだけ数値化した見込みや地域経済にどのような効果をもたらすかを記載してください。)

次年度以降の 事業の見通し	(※今後の展望や取組内容について記載して下さい。)
事業実施体制	
事業の新規性 又は従前事業の振り返り (事業内容、成果) 及び改善計画 ※今回の事業が、本補助金 の補助対象事業として交付 を受けたことがある場合に のみ記載すること	(※これまでに活用した事業から工夫した点、今回新たに取り組む点を記載して下さい。)

※各項目について記載内容が多い場合は適宜、行数・ページ数を追加できます。

第3号様式（第8条・第12条・第17条関係）

第3号様式（第8条・第12条・第17条関係）

収支（予算・変更予算・決算）書

< 収入 >

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
市補助金（C）又は（D） ※（C）又は（D）のいずれか低い額		
申請者負担金		
事業収入（A）		
合 計		

< 支出 >

（単位：円）

経費区分	内容・必要理由	経費の内訳	補助対象経費 （税抜）	備 考
謝 金				
旅 費				
消耗品費及び原材料費				
通信運搬費				
広告宣伝費				
保 険 料				
委 託 料				
使用料及び賃借料				
備 品 購 入 費				
その他経費				
補助対象経費合計			（B）	

補助対象経費合計（B）の3分の2以内の金額 （1,000円未満は切り捨て） ※変更予算又は決算の場合は交付決定額を上限とする。	（C） （※上限 40 万円）
補助対象経費合計（B）から事業収入（A）を 差し引いた金額 （1,000円未満は切り捨て） ※事業収入（A）がある場合のみ記入 ※変更予算又は決算の場合は交付決定額を上限とする。	（D） （※上限 40 万円）

※ 各項目について記載内容が多い場合は適宜、行数・ページ数を追加できます。

第4号様式（第8条関係）
第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

署名又は記名押印 ※法人の場合は、記名押印してください。

誓約書兼同意書

私は、桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金を申請するにあたり、申請者である私又は私が代表者である法人等は、下記の事項について誓約及び同意いたします。

記

【誓約事項】

桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金補助金交付要綱に規定する申請要件を全て満たしています。	☐
営業に関して必要な許認可等を取得しています。	☐
風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる営業を行っていません。	☐
代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、桜井市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していません。	☐
桜井市から追加資料・証憑書類の提出・検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。	☐
補助金の交付が取消となった場合は、返還に応じます。	☐

【同意事項】

市税等納付状況について、市が調査することに同意します。	☐
申請書類に記載された情報を、桜井市暴力団排除条例第3条の基本理念に基づき、暴力団の排除を図るため、奈良県警察本部に照会がなされることに同意します。	☐

※誓約事項及び同意事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。

第5号様式（第9条・第13条関係）
第5号様式（第9条・第13条関係）

第 年 月 日 号

住所(所在地)

名称

代表者の役職・氏名 様

桜井市長



桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 事業については、桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金交付要綱第9条・第13条の規定により、下記のとおり補助金の交付決定・決定の変更をしたので通知します。

記

1. 決定・変更した補助金の額

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

2. (変更の場合)変更の内容

3. 補助金交付の条件

- ・法令及び桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金交付要綱で定めるところに従うこと。

第6号様式（第9条関係）
第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

住所(所在地)

名称

代表者の役職・氏名 様

桜井市長



桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 事業については、桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、補助金の不交付を決定したので通知します。

第7号様式（第10条関係）
第7号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

署名又は記名押印

※法人の場合は、記名押印してください。

桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業事前着手届

桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、事前着手に係る条件を了承のうえ、補助金の交付決定前に着手したいので、下記のとおり提出いたします。

記

1. 補助対象事業名

2. 事業着手予定年月日 年 月 日

3. 事前着手の理由

4. 事前着手に係る条件

- ・交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担するものとする。
- ・交付決定がされなかった場合又は補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- ・当該事業について、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

第8号様式（第12条関係）
第8号様式（第12条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

署名又は記名押印 ※法人の場合は、記名押印してください。

桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金変更申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた事業について下記のとおり申請
内容を変更したいので、桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金交付要綱第
12条の規定により関係書類を添えて変更申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

第9号様式（第14条関係）
第9号様式（第14条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

署名又は記名押印

※法人の場合は、記名押印してください。

桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた事業を下記のとおり中止（廃止）
したいので、桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金交付要綱第14条の規定
により申請します。

記

1. 中止（廃止）の理由

2. 補助対象事業中止の期間（廃止の時期）

第10号様式（第14条関係）
第 10 号様式（第 14 条関係）

第 年 月 日 号

住所(所在地)

名称

代表者の役職・氏名 様

桜井市長



桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付で中止（廃止）申請のあった 事業については、桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、事業の中止（廃止）を承認します。

第11号様式（第16条関係）
第 11 号様式（第 16 条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

住 所
名 称

代表者の役職・氏名

署名又は記名押印

※法人の場合は、記名押印してください。

桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業遅延等報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた事業について、下記のとおり事業の遂行が困難となりましたので、桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金補助金交付要綱第 16 条の規定により報告します。

記

1. 事業の遂行が困難理由

2. 今後の見通しと所見

第12号様式（第17条関係）
第 12 号様式（第 17 条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

住 所
名 称
代表者の役職・氏名
署名又は記名押印
※法人の場合は、記名押印してください。

桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業完了報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた事業が完了しましたので桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金交付要綱第 17 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

（注）2 及び 4 について漏れなくご記入ください

記

1. 補助対象事業の実績成果目的及び内容
事業実績書のとおり

2. 事業完了年月日
年 月 日

3. 補助対象経費
収支決算書のとおり

4. 補助金の交付決定額（又は交付決定変更額）
金 円

5. 添付書類

- ①収支（予算・変更予算・決算）書（第 3 号様式）
- ②事業実績書（第 13 号様式）
- ③補助金精算調書（第 14 号様式）
- ④補助対象経費一覧表
- ⑤補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類（領収書の写し、銀行への振込明細書の写し等）
- ⑥その他市長が必要と認める書類

第13号様式（第17条関係）
第13号様式（第17条関係）

事業実績書

事業名	
事業概要 (200 字程度)	
観光コンテンツの特徴	(観光コンテンツ名：)
今年度の実施内容 ※スケジュールに沿って 具体的に記載すること	
事業の新規性・ 改善内容、成果 (従前事業との違いを含む。) ※今回の事業が、本補助 金の補助対象事業として 交付を受けたことがある 場合にのみ記載すること	
事業成果 ※どのような事業効果、 相乗効果、経済波及効果 等が得られたかについて 記載すること	
今年度事業の振り返り・ 今後の計画・改善点・ 意見等	

※各項目について記載内容が多い場合は適宜、行数・ページ数を追加できます。

第14号様式（第17条関係）
第 14 号様式（第 17 条関係）

補 助 金 精 算 調 書

交付決定補助金額	円
完了報告に基づく補助（見込）金額	円
交付済補助金額	円

第15号様式（第18条関係）
第 15 号様式（第 18 条関係）

第 号
年 月 日

桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金確定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した事業の補助金については、
桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金交付要綱第 18 条の規定により、下記
のとおり確定したので通知します。

記

交 付 決 定 番 号・年 月 日 (交付決定変更番号・年月日)	第 号・年 月 日 (第 号・年 月 日)
補 助 対 象 事 業 名	
交 付 決 定 額	円
交 付 確 定 額	円
既 交 付 済 額	円
差 引 額 (交付確定額－既交付済額)	円

住所(所在地)

名称

代表者の役職・氏名 様

桜井市長



第16号様式（第20条・第21条関係）

第 16 号様式（第 20 条・第 21 条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印

桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金請求書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金について下記のとおり請求します。

記

1. 補助対象事業名（補助金交付決定番号及び日付を記載のこと。）

事業
（ 第 号・ 年 月 日交付決定）
（ 第 号・ 年 月 日交付決定変更※ある場合のみ）

2. 請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

補助金交付請求額 円

補助金交付決定額	円
（確定通知済の場合に記入） 補助金確定額	円
前回までの交付済額	円

3. 口座情報

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
口座名義カナ			
口座名義			

* 6項目（カタカナの名義含む）が記載された当該口座の預金通帳のページのコピーを添付すること。
（ゆうちょ銀行については、通帳見開き下部に記載のある他の金融機関からの振込先部分）

第17号様式（第22条関係）
第 17 号様式（第 22 条関係）

第 年 月 日 号

様

桜井市長



桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定した桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金の交付決定については、次の理由により決定を取消したので通知します。

記

所在地	桜井市
取消しの理由	

第18号様式（第23条関係）
第 18 号様式（第 23 条関係）

第 号
年 月 日

桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金返還命令書

年 月 日付 第 号で補助金の額を確定した桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金については、桜井市「癒やす観光」コンテンツ開発支援事業補助金補助金交付要綱第 23 条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

1. 返還金額 円

2. 返還期限 年 月 日

住所(所在地)

名称

代表者の役職・氏名 様

桜井市長

